

岡山地方最低賃金審議会全員協議会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年5月17日（火曜日） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区桑田町1-36

岡山地方合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公益委員 : 4人（欠席1人）

労働者側委員 : 5人

使用者側委員 : 5人

4 協議事項

- (1) 令和3年度特定最低賃金の審議方式に関する意見交換、検証について
- (2) 令和3年度審議方式の不具合、デメリットに対する改善策及び令和4年度審議方式への意見について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 令和3年度特定最低賃金の審議方式に関する意見交換、検証について
 - 【メリット】
 - ・労使のイニシアティブにより丁寧な議論ができること
 - 【デメリット】
 - ・必要性の有無の議論から金額審議に移るまでに意見聴取（3週間）を行うため全体的に時間がかかること
 - ・必要性の有無の議論時から金額審議の内容をかなり意識した発言となること
- (2) 令和3年度審議方式の不具合、デメリットに対する改善策及び令和4年度審議方式への意見について
 - ・上記の全体的に時間がかかることに対しては、事務局より意見聴取期間は合理的期間であることから大幅な短縮できないこと、また、

日程調整、会場の確保の問題及び業種ごとに進捗状況が異なっていることから画期的に短縮することは難しいことを説明した。

また、専門部会委員の任命、日程調整を早期に行うことで専門部会の開始を少しでも早期に行えるよう努めることを説明した。

・令和4年度審議方式への意見について、使側委員からは本審委員5名では7業種すべての意見を代弁できる状況にないので、丁寧な審議を行う必要があるため、必要性審議については、令和3年度審議方式（専門部会個別審議）でよいのではないかという意見があった。

一方、労側からは、早期発効の観点からは、令和元年度審議方式（本審一括審議）を採用することが望ましいとの意見があった。

・労使意見交換を行った結果、7月下旬以降の本審時に、情勢や中央最低賃金審議会の目安額を参考にして、本審で7業種一括の必要性判断を行うか、それぞれの部会にゆだねるかを本審の審議で諮ることを確認した。

・地域最低賃金に埋没することが想定される特定の業種について当該専門部会で個別に審議することの可否に対しては、事務局よりそのように審議することは可能である旨説明した。

(3) その他

事務局から実地視察を6月21日（火）午後を実施予定であることを通知し、参加者の調整を行った。

6 配付資料

- ・特定最低賃金の審議について（資料1）
- ・令和3年度岡山県特定最低賃金審議経過及び結果一覧表（資料2）
- ・過去5年間の岡山県特定最低賃金発効状況等一覧表（資料3）
- ・特定最低賃金発効までの流れ図（資料4）
- ・令和3年度全国の特定最低賃金の審議・決定状況（資料5）
- ・コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」